

各小委員会の設置について(案)

経済産業省の所管する産業保安の各分野に係る検討については、これまで総合資源エネルギー調査会の各部会及び小委員会において行ってきたが、本年9月19日に保安分科会が設置されたことを受けて、保安分科会の下に、所管の分野毎に以下の小委員会を設置する。

なお、各小委員会の長を務める小委員長については、小委員会に属する委員の互選で選出される者又は分科会長の指名する者がこれにあたる。また、より専門的な審議を行う必要がある分野については、ワーキンググループを設ける(参考)。

1. 高圧ガス小委員会

高圧ガスの製造・利用は、石油化学コンビナート、製油所を始め、各種工場等の産業分野、空調設備等の業務分野、また、LPガス等の家庭分野、医療用酸素や半導体製造用の特殊高圧ガスなど広範多岐にわたり、高圧ガスに係る保安の確保は、産業・社会全般の円滑な活動に不可欠な基盤である。

一方、技術進歩や各事業者の能力向上に伴う自主保安の推進とさらなる規制合理化の要請、技術基準の国際整合化の要請など、高圧ガス保安行政を取り巻く環境は変化しており、時代の要請に応え、効率的かつ実効的な保安規制を行うためには、不断の検討を行うことが必要である。

このような認識の下、高圧ガスの保安行政が進められてきたが、人的被害を伴うような大規模な事故が引き続き発生している。

このため、産業構造審議会保安分科会に高圧ガス小委員会を設置し、今後の高圧ガスに係る保安のあり方について審議を行う。

2. 液化石油ガス小委員会

LPガス保安については、これまで、国及びLPガス事業者のたゆまぬ努力の結果、重大事故については着実に改善が見られ、事故件数・死傷者数の低減が実現された。しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、LPガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっている。

このため、産業構造審議会の保安分科会に液化石油ガス小委員会を設置し、今後の液化石油ガスの保安のあり方について審議を行う。

3. 火薬小委員会

火薬類取締法の目的は「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保すること」であり、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いについて厳しく規制している。そのような中、火薬類が取り扱われる環境の変化等から、それらを踏まえた今後の火薬類に係る保安の在り方を検討する必要がある。

このため、産業構造審議会保安分科会に火薬小委員会を設置し、火薬類の取扱いにおける技術等の基準や、関係法令における火薬類の保安に関する重要事項の審議を行う。

4. 電力安全小委員会

電気は、国民の生活や産業活動の基盤であり、ライフラインとして欠かせないものである。また、近年では太陽電池や電気自動車を始めとする電気の新たな利用形態の拡大が進展しているが、電気は、感電、災害の原因となるリスクを有しているため国民の安全を守る必要がある。こうした中、電力分野を所管する経済産業省において、技術の進展や社会情勢の変化に則した、科学的・合理的な安全規制の在り方について検討を進める場が必要である。

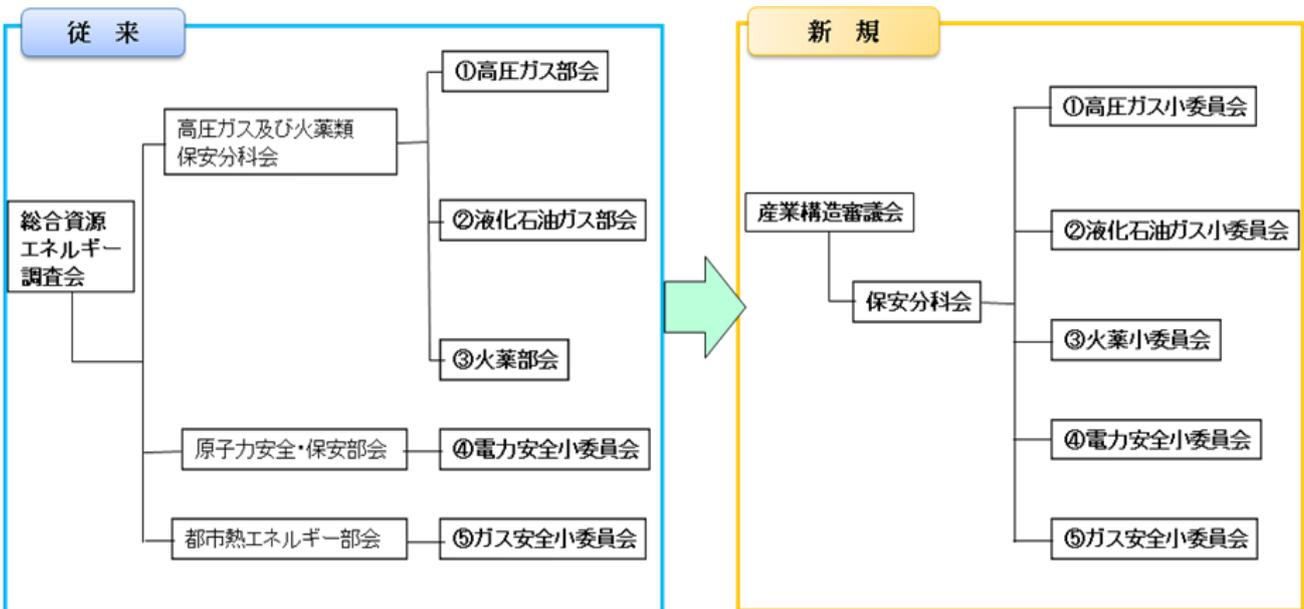
このため、産業構造審議会の保安分科会に電力安全小委員会を設置し、発電設備（原子力を除く）や電気設備、電気工事に係る保安行政の在り方や規制の具体的内容について審議を行う。

5. ガス安全小委員会

ガス保安については、これまで、国及びガス事業者のたゆまぬ努力の結果、重大事故については着実に改善が見られ、死亡事故発生率の低減が実現された。しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、ガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっている。

このため、産業構造審議会の保安分科会にガス安全小委員会を設置し、今後の都市ガスの保安の在り方について審議を行う。

(参照)



(参考) 産業構造審議会運営規程より抜粋

第13条第3項 小委員会等に小委員長その他の長を置き、当該小委員会等に属する委員及び臨時委員の互選で選出される者又は当該小委員会等に属する委員等のうちから分科会長の指名する者がこれにあたる。

第15条第1項 小委員会等は、その議決をもって、特定の事項を調査させるため、ワーキンググループその他の機関を置くことができる。